

せいとこころえ 生徒心得

I 服装規定

服装・身だしなみは端正さと清潔さを保ち、華美にならないよう心掛けること。なお、通学の際の制服、及びその着用期間については、次のように定めるので遵守すること。ここに定めた物以外は制服とは認めず、原則として着用は許されない。

1 制服の着用

(1) 12月1日～3月31日

ブレザー着用期間(Aパターン)。

(2) 4月1日～11月30日

次のA～D、4パターンのうち、いずれでもよい。但し、長袖シャツ着用時は、ネクタイまたはリボンを必ず着用すること。

2 服装

● Aパターン(ブレザー着用時)

ア ブレザー

イ シャツ

ウ ネクタイ

エ ズボンまたはスカート

● Bパターン(半袖シャツ着用時)

ア 半袖シャツ

イ ズボンまたはスカート

ウ 必要に応じてベストの着用可

● Cパターン(セーター着用時)

ア セーター

イ 長袖シャツ

ウ ネクタイまたはリボン

エ ズボンまたはスカート

● Dパターン(ベスト着用時)

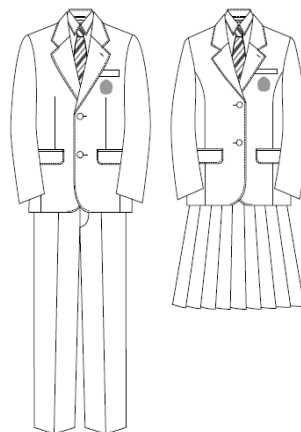
ア ベスト

イ 長袖または半袖シャツ

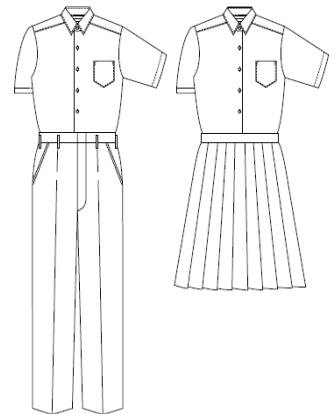
ウ ネクタイまたはリボン(半袖シャツの場合は不要)

エ ズボンまたはスカート

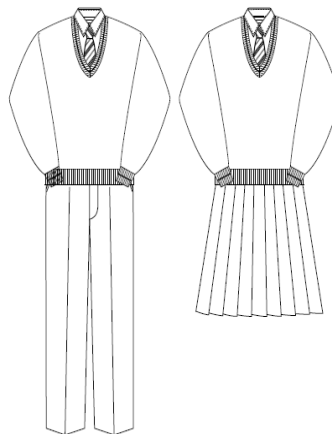
A (冬服)



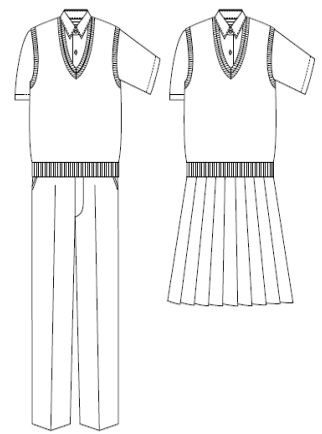
B (夏服)



C (長袖シャツ+セーター)



D (半袖シャツ+ベスト)



(1) 防寒具の使用について

- ① 防寒具は登下校時以外着用を禁止する。
- ② 防寒具はブレザー着用の上からでなければ認めない。
- ③ ひざ掛けは授業中のひざ掛けとしての使用に限って許可する。
- ④ スカートの中に長ジャージを履くことは禁止する。

(2) スカートの折り込みは禁止する。切った場合は再購入となる。

＊くつした・ストッキング・靴には特に制限を設けていません。

3 身だしなみ

(1) 頭髪

- ① 男女共頭髪は清潔かつ品位を保つように注意をする。
- ② パーマ、ウェーブ、極端な髪型、染毛、エクステンション、ワックス等整髪料の使用による進学、就職試験に不向きな頭髪加工は禁止する。
- ③ 特に加工は行っていないくても、ドライヤー焼け等、様々な要因による髪質の傷みから変色が認められる場合も、改善のための指導を行う。

(2) 化粧ならびに装身具

- ① 化粧、装身具は一切禁止する。
- ② 男女共、まゆ毛そり、前髪のそり込み、口紅、色つきリップ、マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、アイテープ、アイプチ、アイシャドウ、ブレスレット、ネックレスなどは禁止する。

(3) 眼鏡、コンタクトレンズ等は色つきレンズの使用を禁止する。

II 通学

- 1 欠席及び欠課を含む遅刻をする場合はその都度学校に連絡する。
- 2 休学しようとする者は医師の診断書を添えて休学願いを提出すること。休学は2年以上にまたがることはできない。なお、特にやむを得ない事情があると校長が認める場合は延長を許可する。
- 3 8時40分に遅刻した場合は遅刻票を担任及び教科担任に提出しなければならない。また、午後5時までに下校する。
- 4 早退の許可は早退届に担任及び生活指導部の認印が必要である。
- 5 自転車通学は許可制であり、諸条件を充たしたもので、定数内で許可する。

III 校内生活

単に授業の間だけではなく、学校生活のすべてが学習の重要な場であることに留意し、部活動、生徒会活動、ホームルーム活動等に積極的に参加することが大切である。

1 登校後、終業時まで勝手に校外へ出てはならない。

外出及び早退については

(1) 外出・・・担任に申し出て、許可証を持って外出する。

(2) 早退・・・早退用紙に記入して、担任及び生活指導部の認可印をもらい、翌日保護者の認印のうえ保護者に提出する。

2 公共物を大切することはもちろんのこと、もし誤ってこわしたときは、事務及び担任の先生に届け出る。修理・交換には個人が弁財義務を負う。

3 校内で金銭物品を失ったり拾ったりした場合はすぐに生活指導部に届け出る。

4 貴重品や多額の金銭を持参しないこと。全員が教室を離れるときは所定の貴重品袋を活用し、管理を徹底すること。なお学校徴収金等の現金を持って来た時は、登校後できるだけ早く事務室で納入すること。

5 携帯電話等(通信端末機器)は、学校敷地内では電源を切り、鞆の中にしまうこと。

6 スマートウォッチやアップルウォッチ等のいわゆるウェアラブル端末の使用、校内持ち込みは認めなさい。

7 始業合図で直ちに着席し一定の時間が過ぎても先生がこられない場合は、委員長は教科担任または教務部へ申し出ること。

8 必要に応じて全校朝礼を行う。

IV 特別活動

生徒会活動、部活動、ホームルーム活動は人格の形成、社会人としての自覚の养成に重要な意義を持つ。したがってこの活動に積極的に参加することはきわめて大切なことである。

- 1 次の事項は必ず顧問を通じて生活指導部の承認を得、生徒会規約にもとづいて行動すること。
 - (1) 新部の結成
 - (2) 生徒会の集会、催物
 - (3) 印刷物の刊行または配布、バッジなどの作製
 - (4) ポスター、その他の掲示
 - (5) 校外団体への加盟
- 2 部活動は放課後、午後5時まで。但し、午後5時以降及び土日、祝日は顧問付き添いのもとに各部で決めている。
- 3 生徒会予算から配当を受けた金銭及び部費は準公金であるのでその取り扱いについては特に注意し、部会計はもちろん部長以下全員が責任を持つこと。帳簿は配当金と部費を別途に記載し、請求があればすぐ見せられるよう、部会計は領収証とともに整備保管しておくこと。
- 4 ホームルーム活動は学級委員長、副委員長が代表となって、H・R委員会に於いて年間計画をたて自主的に実施する。
- 5 部室使用規定
 - ア 部室の使用目的は部活動に必要な備品、用具の保管および更衣とする。
 - イ 使用時間は日々の授業がすべて終了した後とする。体操服等を部室に置いて家業時間内に出し入れできない。
 - ウ 更衣は部活動のためのみとする。
 - エ 当該部員以外の入室は禁止する。
 - オ 施錠を確実にする。
 - カ 火災、盗難の防止に十分留意すること。
 - キ 整理整頓清潔の励行
 - ク 上記項目の違反及び喫煙等の違法行為がおこなわれた時は直ちに部室使用の停止や部活動の停止などの措置を取る。

V 校外生活

有能で価値ある社会人をつくるという教育の目的は、学校の中だけで達せられるものではない。

校外、家庭においても高校生であるという自覚と誇りを持ち、行動に責任を持つこと。

- 1 家庭及び家業の手伝いは進んで行い学習の余暇を充分活用するよう努めること。
- 2 アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の経済的事情等やむを得ない場合は、届出用紙に記入し、生活指導部に届け出ること。
- 3 法律で禁止されている行為については、生徒心得以前の問題である。
- 4 単車、自動車については、在学中は全く不要であるし、登下校時に利用すれば嚴重な指導を行う。
- 5 休暇中に旅行するものは、事務室に学生割引証発行願いを提出すること。ただし、生徒のグループのみでの旅行は許可しない。

VI 交友

高校生活の重要な一面をなすものは交友である。3年間の学校生活で心の友を得、真の友情を得る人は幸福を得たと言わねばならない。それほど交友の持つ意義は大きい。友人とともに励まし批評しあいながらお互いを高めお互いの人格と人権を尊重し、協力し合うことが大切である。決して暴力脅迫行為や迷惑を及ぼし、他の人権を侵害し、人格を傷つけることがあってはならない。

VII 書届書類

○生活指導部に備え付けてある願・届書

遅刻届

早退許可願

アルバイト届

生徒証再発行願

自転車通学許可願

異装許可願

延着確認カード

部活動入退届

紛失届

エレベーター使用許可願

○徴収金の納入

原則、口座振替とし、徴収金額及び徴収日程については4月に一覧表を配布します。

○事務室に備え付けてある願・届書

住所変更届

名前変更届

保護者変更届

通学経路変更届

在学証明書発行願

学割発行願

○各種証明書の発行及び、各種届出について

(ア)学割証は事務室申込日の翌日に発行します。(申込用紙は事務室にあります。)

(イ)生徒証を紛失したときは、直ちに届け出ること。(再発行願は生活指導部にあります。)

(ウ)住所・名前・保護者を変更したときは直ちに届け出ること。(届書はすべて事務室にあります。)

住所を変更した証明(住民票等)・名前を変更した証明(住民票等)の添付が必要です。

また通学経路を変更するときは通学経路変更願により願い出ること。

(エ)在学証明書は翌日以降に発行します。

○奨学金制度について

大阪府育英会、大阪市奨学費などの奨学金制度があります。

募集についての詳細は生活指導部よりその都度お知らせします。

※日本学生支援機構の募集についての詳細は進路指導部よりその都度お知らせします。

○「高等学校就学支援金」「奨学のための給付金」について

申請についての詳細は事務室よりその都度お知らせします。